

(北海道旧土人保護法の廃止に伴う経過措置)
第三条 北海道知事は、この法律の施行の際現に

前条の規定による廃止前の北海道旧土人保護法
 (次項において「旧保護法」という。) 第十条第一項の規定により管理する北海道旧土人共有財

産(以下「共有財産」という。)が、次項から

第四項までの規定の定めるところにより共有者

に返還され、又は第五項の規定により指定法人

若しくは北海道に帰属するまでの間、これを管

理するものとする。

2 北海道知事は、共有財産を共有者に返還する

ため、旧保護法第十条第三項の規定により指定

された共有財産ごとに、厚生労働省令で定める

事項を官報で公告しなければならない。

3 共有財産の共有者は、前項の規定による公告

の日から起算して一年以内に、北海道知事に対

し、厚生労働省令で定めるところにより、当該

共有財産の返還を請求することができる。

4 北海道知事は、前項に規定する期間の満了後

でなければ、共有財産をその共有者に対し、返

還してはならない。ただし、当該期間の満了前

であっても、当該共有財産の共有者のすべてが

同項の規定による請求をした場合には、この限

りでない。

5 第三項に規定する期間内に共有財産の共有者

が同項の規定による請求をしなかつたときは、

当該共有財産は、指定法人(同項に規定する期

間が満了した時に、第七条第一項の規定による

指定がされていない場合にあっては、北海道)

に帰属する。

6 前項の規定により共有財産が指定法人に帰属

したときは、その法人は、当該帰属した財産を

アイヌ文化の振興等のための業務に要する費用

に充てるものとする。

附 則(平成一九年一二月二二日法律第

一六〇号)抄
 (施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

公布の日

附 則(平成一八年六月二日法律第五〇号)抄

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則(平成二三年六月二十四日法律第七四号)抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。